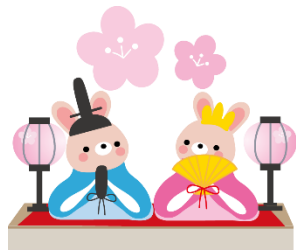


事務局だより

理念 《自主・自立・共働・共助》



公益社団法人大分市シルバー人材センター
大分市金池町三丁目2番3号
☎ 097-538-5575 /FAX 097-538-5576
http://oita.o-sjc.com/

令和2年3月号

(発行日 令和2年2月25日)

寒さも厳しくなってまいりましたが、風邪などひきませんよう体調管理には充分にご注意ください。

草刈り・草取り会員さんへ ◆提出書類(搬入証明書・継続確認書)のご案内◆

担当：木村・上西（じょうにし）

草刈り・草取り作業に就業される会員さんにお渡ししている搬入に係る『身分証』の更新を行います。証明書がないと、市の清掃工場等への刈草等の搬入ができません。『身分証』は1年毎の更新となっているため必要がある方には事務局の業務担当者から身分証発行の申請用紙を1月21日に発送しています。必要な方は申請書をご提出ください。未だ案内が届かない会員さんで清掃工場等への搬入を希望される方は、事務局に申請書を用意していますので、ご記入の上お申し込みください。併せて、草刈り部会の継続確認書をお送りしています。どちらの書類も、以下の提出期限まで必ずご提出ください。（早めのご提出をお願いいたします）

書類の提出期限：3月16日（月）

なお、剪定の搬入証明書の更新のお知らせについては後日担当者よりご案内いたします。

草刈り部会今後のスケジュールについて

| | |
|----------|------------|
| 4月13日（月） | 草刈講習会締切 |
| 4月24日（金） | 草刈講習会事前説明会 |

!!! やりたい人集まれ 就業者急募!!!

以下の就業については、“やってみたい!!”と意欲のある会員さんを急募しています！

下記のお仕事希望の方は、事務局担当者までご連絡をお願いいたします。

詳細については、担当者からご説明します。

※年齢：75歳未満

※シルバー所有の車の運転作業が中心です。応募後選考がありますのでご了承ください。

| 就業場所 | 就業内容 | 備考 | 事務局担当者 |
|----------------|---------------------------|-------------------|--------|
| 大分市 (佐賀関以外) | 高城駅前線花壇植栽管理及び刈草等積込作業及び運搬 | 9:00~15:00位 | 佐藤孝一 |
| 佐賀関 | 資源ごみの回収（パッカー車運転及び軽トラック使用） | パッカー車運転 トラック運転 | 佐藤孝一 |
| 大分市 (佐賀関以外) | 刈草及び剪定枝の積込及び運搬 | パッカー車使用 | 上西 |

福祉・家事援助サービス部会通常総会

3月18日(水) 13:00~ コンパルホール 400 会議室

【部会員の方へのお願い】

先日郵送いたしました「継続確認届」「作業班届」の提出をお願いいたします。

提出期限:3月18日(水)

1会員1名増強運動展開中!!(特典あり!!)

今月、ご紹介カードをお配りしています。

ご紹介頂いた方が会員登録をすると1名につき紹介謝礼として1,000円の商品券をお渡ししております。ぜひともお知り合い、お友達をご紹介下さい。

担当：堀



コロナウイルスに気をつけましょう

新型コロナウイルスに関するお知らせが届いております。裏面に掲載していますのでよく読まれて、体調に不安のある方は早めに保健所もしくは医療機関にご相談ください。



就業等適正化委員会要綱が4月1日から改正されます

別紙にて要綱（改正分）を配布しますので熟読され適正就業をお願いします。

就業会員募集!!!

| 就業場所 | 業種 | 仕事内容 | 就業条件 | 備考 | 担当職員 |
|------|--------|-----------------------|---------------------------|----------------|------|
| 戸次 | 身障者施設 | 支援員補助 | 9:00~13:00 14:00~18:00 | 月10日程度 | 佐藤友紀 |
| 野田 | 身障者施設 | 食事準備 | 6:30~ 9:00 | 月10日 | |
| 賀来 | 身障者施設 | グループホーム世話人 | 13:00~18:00 | 土・日・祝 | |
| 錦町 | 身障者施設 | グループホーム世話人 | 5:30~8:30 16:00~19:00 | 月10日 | |
| 顕徳町 | 身障者施設 | グループホーム世話人 | 13:00~18:00 | 月10日（4月） | 佐藤孝一 |
| 松岡 | スーパー | 惣菜部門 | 8:00~12:00 | 月15日程度 | |
| 由布市 | スーパー | 惣菜部門 | 8:00~12:00 | 月15日程度 | |
| 公園通り | スーパー | バックヤード等清掃 | 17:30~20:00 | 月16~20日程度 | |
| 下戸次 | 園芸用品販売 | 花木等水やり、店番等 | 9:00~16:00 | 毎週 月・木・土・日 | |
| 大在 | スーパー | 閉店後の店舗管理 | 17:00~20:30 | 月15日程度 | 古原 |
| 大洲 | 運動公園 | 屋外清掃 園内トイレを中心とした清掃 | 8:30~17:00 (7.5時間) | 月10日程度 女性希望 | |

新型コロナウイルスについて

国・大分県から新型コロナウイルスについて次のおり注意喚起がなされています。充分注意してください。
「自分の身は自分で守る」

マスクについてのお願い

全国マスク工業会 厚生労働省 経済産業省 消費者庁

新型コロナウイルス感染症対策

現在、予防用にマスクを買われている方が多いですが、感染症の拡大の効果的な予防には、
風邪や感染症の疑いがある人たちに使ってもらうことが何より重要です。

#マスクの使い方考えよう #新型コロナウイルス対策

- 1 マスクは買い占めなくても大丈夫**
風邪や感染症の疑いのある人にマスクを届けるために、必要な分だけ買うようにしましょう。
- 2 使い捨てマスクがないときは代用品を使おう**
ガーゼマスクや、タオルなど口を塞げるものでも飛沫(くしゃみなどの飛び散り)を防ぐ効果があります。
- 3 こまめな手洗いなどの基本も大事**
帰宅時や、料理・食事の前など、口や鼻に触れる前に、こまめに手洗いなどをしましょう。

マスク不足を解消するために官民連携して
毎週**1億枚**以上のマスクを消費者のみなさまにお届けします。

～県民のみなさまへ～

- 新型コロナウイルスによる肺炎は、中国において武漢市を含む湖北省を中心に患者が増えています。湖北省以外で亡くなっている方は、患者の0.5%にとどまっています。
- 各国でも700人を超える患者が確認されていますが、ほとんどの方が軽症です。
- インフルエンザと同様の感染予防対策を徹底することで、新型コロナウイルスの感染を予防できます。
- 国内での感染拡大防止のため、受診の際には以下の点に御協力ください。

①発熱や風邪症状がある時の受診の仕方

- 発熱したときは、体温計で熱を測りましょう。
- まずは、かかりつけ医※に電話して風邪の症状等を伝えてください。
- できる限り、マスクを着用して、受診してください。
- 風邪症状が見られるときは、無理をせず学校や会社を休み、外出を控えましょう。

※かかりつけ医がない場合は、風邪症状やインフルエンザの際に受診する医療機関へご相談ください

- * 大分県ホームページ(新型コロナウイルスに関するお知らせ)
<https://www.pref.oita.jp/site/bosaianzen/shingatacorona.html>
- * おおいた医療情報ほっとネット(休日・夜間当番医の確認)
https://iryo-joho.pref.oita.jp/srh_toban.html

大分県健康づくり支援課 令和2年2月18日

②治療しているにも関わらず、下記に当てはまる方は、最寄りの保健所にご相談ください(別紙の相談窓口を参照)。
新型コロナウイルス感染の疑いがあれば、診療体制の整った医療機関「帰国者・接触者外来」への受診をご案内します。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※流行地(湖北省や浙江省)に渡航歴がある場合や渡航歴のある人との濃厚接触があり、発熱と呼吸器症状がある場合も最寄りの保健所にご相談ください

○感染予防対策

- ・「こまめな手洗い」が有効です。
- ・手指消毒薬を活用しましょう。
- ・咳や鼻水、喉の痛みなどの呼吸器症状がある場合は、マスクを着用しましょう。マスクがないときは、手でおおうのではなく、肘の内側で咳やくしゃみを「ブロック」しましょう。
- ・持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください

新型コロナウイルス相談窓口

〈県内の保健所〉

受診や予防に関する相談は最寄りの保健所へご相談ください。

| 保健所 | 管轄市町村 | 電話番号 |
|--------|-------|--------------|
| 大分市保健所 | 大分市 | 097-536-2222 |

受診以外の新型コロナウイルスに関する相談

- * 厚生労働省電話相談窓口
0120-565653(フリーダイヤル)
(受付時間9:00~21:00、土日・祝日も実施)
- * 大分県庁 新型コロナウイルス相談窓口
097-506-2775
- * 大分市 新型コロナウイルス相談窓口専用ダイヤル
097-547-8235
(月~金曜日 午前9時~午後5時、※祝日を除く)

公益社団法人大分市シルバー人材センター 就業等適正化委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の安全就業基準違反による事故や不適切な行為等を防止又は是正するため就業等適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事故原因等の事情聴取や改善策の検討を行うことにより会員に対しルール遵守の自覚を促すことを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、以下の事項について所掌する。

- (1) 就業中発生した事故(軽易なものを除く)原因等の事情聴取及び事故防止策等の理事長への報告・具申
- (2) 別に定める処分基準（以下「処分基準」という。別表）に基づき、相応の処分が相当と思慮される事案の審議及び理事長への報告・具申

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員8名をもって構成する。

- (1) 役員(理事・監事)代表 2名 剪定等以外の理事・監事から選出
- (2) 安全委員会代表 1名 安全委員会委員長とする
- (3) 会員代表 3名 剪定、草刈り、福祉・家事援助サービスの各部会から1名
- (4) 事務局 2名 剪定、草刈り担当

2 委員は理事長が委嘱する。

(委員の選考基準)

第4条 委員の選考は次のとおりとする。

- (1) 役員(理事・監事)代表は、原則、会員理事の中から選考するものとし、職群班代表の理事は除くものとする。
- (2) 会員代表は、職群班から選考するものとする。
- (3) 事務局代表は、剪定及び草刈り業務担当から選考するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長、副会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は委員会を代表し会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故または欠けたときはその職務を代理する。

(会議等)

第7条 会長は事務局及び会員等から要請があった場合は、速やかに委員会を招集し会議の議長となる。

2 委員会は委員の2/3以上が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 会長は必要に応じて審議の対象となった会員(以下「対象会員」という。)のほか、関係者の出席を求め事情聴取を行うことができる。

5 委員は会議において知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(報告)

第8条 会長は、第2条に規定する審議結果を速やかに理事長並びに安全委員会委員長に文書により報告しなければならない。

(対象会員に対する措置)

第9条 理事長は前条の報告結果を十分に検討の上、対象会員の処分を行う場合は必ず文書（以下「処分文書」という。）により通知するとともに、処分内容について直近の理事会に報告しなければならない。

2 退会勧告に基づき退会した対象会員については、再登録を拒否するものとする。

(不服申し立て等)

第10条 理由の如何を問わず対象会員は委員会の決定事項に従わなければならない。ただし、決定事項に不服等がある場合は、処分文書の受領後1ヶ月以内に理事長に対し口頭又は書面により弁明することが出来る。

2 理事長は前項の規定により対象会員から弁明の機会を求められた場合で、弁明の内容が第7条第4項の事情聴取時の内容と著しく異なる場合は、会長に対し再度委員会の開催を指示することが出来る。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

処分基準(第2条第2号関係)

| | |
|-------------------|--|
| 処分① 注意又は顛末書の提出 | 1 発注者から就業態度等について苦情の多い者 2 協調性に乏しく、班長の指示を守らないなど会員仲間の秩序を乱す者 3 就業上のルールを守ろうとしない者 4 センター事務局職員からの指示に従わない者 5 就業先、会員等に対して嫌がらせや誹謗中傷、暴言の目立つ者 6 始業時間、就業時間を守れない者 7 就業先で飲食等を要求する者 8 見積書、受注票兼就業報告書の押印を怠ることの多い者 9 安全就業基準違反や重過失により就業中に事故を起こした者 10 その他、センターの信用を損なうなど就業にふさわしくない行為を犯した者 |
| 処分② 就業停止 | 1 処分①を2回以上受けた者 2 無届就業(個人請負)を行った者 ※ 就業停止の起算日はセンターが措置を決定した日とする。 ※ 就業停止の期間は、1ヶ月以内とする。 |
| 処分③ 退会勧告 | 1 処分②を受け、再び処分①又は処分②に相当する行為を行った者 2 飲酒運転をした者 3 窃盗、傷害事件等刑法に抵触するような非行を行った者 4 その他、理事長が特に必要と認める者 |